



長野県報

5月30日(月)
平成28年
(2016年)
第2778号

目 次

規 則

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（こども・家庭課）	2
長野県登山安全条例第2条第1号のケの業務を定める規則の一部を改正する規則（山岳高原観光課）	2
建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）	2
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	4

告 示

生活保護法に基づく介護機関の指定（地域福祉課）	4
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地の変更の届出（地域福祉課）	5
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	5
信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域（産業立地・経営支援課）	5
基本測量の実施（建設政策課）	5
公共測量の実施（9件）（建設政策課）	5
公共測量の終了（4件）（建設政策課）	7

公 告

特定調達契約に係る一般競争入札（建設政策課）	8
環境影響評価法に基づく方法書の作成及び縦覧（都市・まちづくり課）	11
土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）	11
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（企業局）	12
警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課）	12

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年5月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第36号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成27年長野県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号の表の2階の項及び3階の項中「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改め、同表の4階以上の項中「外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他の有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に定める構造を有する場合を除き、同号に定める構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

こども・家庭課

長野県登山安全条例第2条第1号のケの業務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年5月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第37号

長野県登山安全条例第2条第1号のケの業務を定める規則の一部を改正する規則

長野県登山安全条例第2条第1号のケの業務を定める規則（平成27年長野県規則第56号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県登山安全条例施行規則

本則中「長野県登山安全条例（平成27年長野県条例第52号）」「条例」に改め、本則第2号中「第2条第1項第9号」を「第2条第1項第16号」に改め、本則を第2条とし、同条に見出しとして「（公益性が高いと認められる業務）」を付し、同条の前に次の1条を加える。

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県登山安全条例（平成27年長野県条例第52号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

本則に次の1条を加える。

(登山計画書の届出)

第3条 条例第21条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 性別、年齢及び電話番号

(2) 山岳保険（条例第22条に規定する山岳保険をいう。）への加入の有無

(3) 山岳団体に所属する場合にあっては、当該団体の名称及び電話番号

2 条例第21条第3項の規則で定める山岳は、御嶽山とする。

3 条例第21条第3項第1号の規則で定める団体は、公益社団法人日本山岳ガイド協会とする。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。ただし、本則第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

山岳高原観光課

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年5月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第38号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和35年長野県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第4条中「の各号」を削り、「ものと」を「もの（政令第16条第1項各号に掲げるものを除く。）と」に改め、同条第1号中「1,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に、「もの」を「もの又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの」に改め、同条第3号中「児童福祉施設等」を「政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等」に改め、同条第5号及び第7号中「（避難階以外の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるものを含む。）」を削り、同条第8号を削り、同条第9号を同条第8号とする。

第4条の2第1項中「前条各号」の次に「又は政令第16条第1項各号」を加え、同条第4項中「前条各号」を「前条各号又は政令第16条第1項各号」に、「建築物（建築設備等）の所有者等変更届」を「建築物（指定特定建築設備等）の所有者等変更届」に改める。

第5条を次のように改める。

(定期検査に係る特定建築設備等の指定)

第5条 法第12条第3項の規定により特定行政庁が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

(1) 第4条各号及び政令第16条第1項各号に掲げる建築物の設備で次に掲げるもの

ア 換気設備（法第28条第2項ただし書の換気設備及び同条第3項の換気設備（特殊建築物の居室に設置されたものを除く。）に限る。ただし、自然換気設備及び知事が別に定める換気扇を除く。）

イ 排煙設備（法第35条の排煙設備で政令第126条の3第1項第8号の排煙機を有するものに限る。）

ウ 非常用の照明装置（法第35条の非常用の照明装置（政令第126条の5第1号のハの予備電源を内蔵したものを除く。）に限る。）

(2) 第4条各号に掲げる建築物の防火設備（隨時閉鎖又は作動ができるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。）

第5条の2の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等」に改

め、同条第1項中「前条第1項及び第2項に規定する建築設備又は同条第3項に規定する」を「前条各号若しくは政令第16条第3項各号に掲げる特定建築設備等又は政令第138条第2項各号に掲げる」に、「建築設備等」を「指定特定建築設備等」に、「建築設備等廃止・使用休止届」を「指定特定建築設備等廃止・使用休止届」に改め、同条第2項中「建築設備等」を「指定特定建築設備等」に改め、同条第3項中「建築設備等の」を「指定特定建築設備等の」に、「建築設備等使用再開届」を「指定特定建築設備等使用再開届」に改め、同条第4項中「前条各項に規定する建築設備等」を「指定特定建築設備等」に、「建築物等の所有者等変更届」を「建築物（指定特定建築設備等）の所有者等変更届」に改め、同条第5項中「建築設備等」を「指定特定建築設備等」に改める。

第6条第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び第6号」を「、第6号及び第8号並びに政令第16条第1項第4号」に、「昭和47年4月1日から昭和48年3月31日」を「平成29年4月1日から平成30年3月31日」に改め、同項第2号中「第3号」を「第3号並びに政令第16条第1項第3号（同号にあつては、同号に規定する建築物のうちホテル又は旅館の用途に供するものを除く。）」に、「昭和47年10月1日から昭和48年9月30日」を「平成29年4月1日から平成30年3月31日」に改め、同項第3号中「第7号」を「第7号並びに政令第16条第1項第3号（同号にあつては、同号に規定する建築物のうちホテル又は旅館の用途に供するものに限る。）及び第5号」に、「昭和46年10月1日から昭和47年9月30日」を「平成30年4月1日から平成31年3月31日」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第3項を次のように改める。

3 省令第6条第1項の規定により特定行政庁が定める時期は、次に定めるところによる。

- (1) 第5条第1号のアからウまで並びに政令第16条第3項第1号及び第138条第2項各号に係るものについては、平成29年4月1日から平成30年3月31までの期間を始期として1年ごととする。
- (2) 第5条第2号及び政令第16条第3項第2号に係るものについては、平成30年4月1日から平成31年3月31までの期間を始期として1年ごととする。

様式第2号及び様式第2号の2中「建築設備等」を「指定特定建築設備等」に、

「昇降機：年月日号」を

「防火設備：年月日号
昇降機：年月日号」を

に改める。

様式第3号中「建築物（建築設備等）の所有者等変更届」を「建築物（指定特定建築設備等）の所有者等変更届」に、「の建築物（建築設備等）を「の建築物（指定特定建築設備等）に、「対象建築物（建築設備等）を「対象建築物（指定特定建築設備等）に、

「建築物（建築設備等）の在地」を

「建築物（指定特定建築設備等）の在地」に、

「検査対象昇降機等」を

「検査対象防火設備
検査対象昇降機等」に、

に、

「昇降機：年月日号」を

「防火設備：年月日号
昇降機：年月日号」に、

に改める。

様式第4号中「建築設備等廃止届」を

「指定特定建築設備等廃止届」に、「建築設備等を」を「指定特定建築設備等を」に、「建築設備等の」を「指定特定建築設備等の」に、

「昇降機：年月日号」を

「防火設備：年月日号
昇降機：年月日号」に、

に改め、同表の備考の2中「建築設備等使用休止届」を「指定特定建築設備等使用休止届」に改める。

様式第4号の2中「建築設備等使用再開届」を「指定特定建築設備等使用再開届」に、「建築設備等の」を「指定特定建築設備等の」に、

「昇降機：年月日号」を

「防火設備：年月日号
昇降機：年月日号」に、

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規則による改正前の建築基準法施行細則（以下「旧規則」という。）第4条第4号、第5号及び第7号に掲げる建築物に該当するものであつて、施行日においてこの規則による改正後の建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）第4条第4号、第

5号及び第7号並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第16条第1項第3号（同号にあつては、同号に規定する建築物のうちホテル又は旅館の用途に供するものに限る。）及び第5号に掲げる建築物に該当するものに係る新規則第6条第1項第3号の規定の適用については、平成28年9月30日までの間は、同号中「平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間を始期として2年ごと」とあるのは、「平成27年10月1日から平成28年9月30日まで」とする。

3 施行日の前日において旧規則第5条の2第1項に規定する建築設備等に該当するものであつて、施行日において新規則第5条第1号のアからウまでに掲げる特定建築設備等（新規則第4条各号又は政令第16条第1項各号に掲げる建築物のものに限る。）並びに政令第16条第3項第1号に規定する昇降機及び政令第138条第2項各号に掲げる工作物に該当するものに係る新規則第6条第3項第1号の規定の適用については、平成29年3月31日までの間は、同号中「平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間を始期として1年ごと」とあるのは、「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」とする。

建築住宅課

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年5月30日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第20号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「除く」の次に「。第10条第2項第2号において同じ」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第318号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成28年5月30日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
通所介護、介護予防通所介護	有限会社宗明会	長野県安曇野市堀金鳥川1344-3	デイサービス見岳荘～ハナミズキ～	長野県安曇野市豊科4701-6	平成28年4月1日
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	株式会社みらい	長野県上田市古安曾1876-4	ひかり薬局	長野県上田市古安曾1876-4	平成28年3月1日
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	株式会社上原ファーマシー	長野県上田市中央1-2-19	生田上原薬局	長野県上田市生田5026-2	平成28年4月1日
居宅介護支援	特定非営利活動法人ひだまり	長野県飯田市駄科1046-3	居宅介護支援ひだまり	長野県飯田市駄科1046-3	平成28年3月1日
福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	有限会社ケアライフ	長野県茅野市玉川3619-2	有限会社ケアライフ	長野県茅野市玉川3619-2	平成28年3月1日
居宅介護支援	株式会社中外製作所	長野県須坂市大字井上1700番地21	ケアプランセンター楽蔵	長野県須坂市大字井上1700番地21	平成28年4月1日
福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	株式会社中外製作所	長野県須坂市大字井上1700番地21	楽蔵	長野県須坂市大字井上1700番地21	平成28年4月1日

地域福祉課